原産地証明法に基づく
認定輸出者自己証明制度に係る
認定申請等の手引き

（第1版）

平成 21年7月

経済産業省

貿易経済協力局貿易管理課原産地証明室

～目　次～

０．はじめに

１．制度の概要

２．認定申請手続について
　（１）申請対象者
　（２）認定申請に必要な書類
　（３）認定申請の受付及び審査
　（４）認定基準
　（５）その他

３．認定後の手続及び認定輸出者の義務等について
　（１）変更の届出
　（２）認定の更新
　（３）認定輸出者の義務等

４．認定申請等に係る様式集

０．はじめに

この手引きは、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（以下「原産地証明法」という。）に基づき、経済産業大臣による認定を受けた輸出者が原産地証明書を自ら作成することができる制度を新たに創設したことに伴い、当該輸出者の認定に関して、認定申請に必要な手続の詳細等について説明したものです。

１．制度の概要

これまでに我が国が締結してきた経済連携協定においては、我が国から相手国に輸出する物品について、相手国での関税面での優遇を受けるために、経済産業大臣が指定した指定発給機関が協定上の原産品であることを証明する原産地証明書を輸出者に対して発給してきました。この第三者証明制度に加えて、2009 年 2 月に署名した日・スイス経済連携協定においては、我が国の輸出者にとって利用しやすいものとなるよう、国による認定を受けた輸出者自らが証明書を作成することができる制度（以下、「認定輸出者自己証明制度」）が導入されました。そのため、同協定を適切に実施すべく、2009 年 7 月に原産地証明法を改正[1]し、輸出者の認定に関する手続や認定基準の設定、認定輸出者に対する各種義務及び罰則などの規定を整備しました（別紙参考を参照）。

新たに導入する認定輸出者自己証明制度の概要

○経済産業大臣が認定した輸出者は原産地証明書（インボイス宣誓）を作成することが可能に。
　船積みの都度発生している発給申請に要するコストやリードタイムを軽減。
○認定輸出者に対する書類保存義務、経済産業省及び誓約書交付者（生産者）への通知義務や誓約書交付者に対する書類保存義務を規定。
○認定輸出者及び誓約書交付者の不正行為に対する罰則を規定。

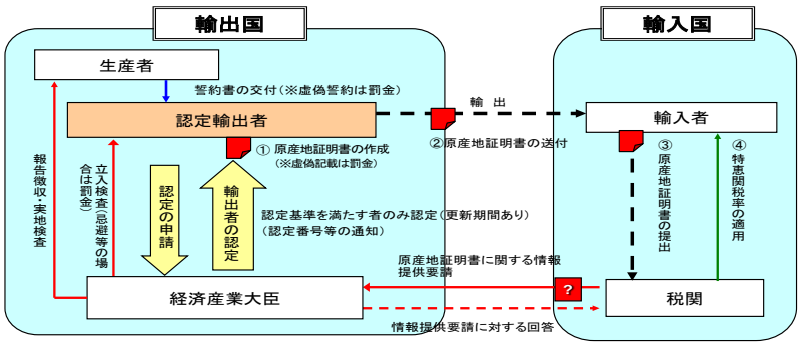

認定輸出者に係る認定基準の概要

原産地証明法では、原産地証明書を適正かつ確実に作成するに足る「知識」と「能力」を有するものとして、認定基準を満たす輸出者を経済産業大臣が認定する。日スイス経済連携協定で定められる認定輸出者の条件等にかんがみて、原産地証明法施行規則（経済産業省令）で具体的な認定基準を規定。

（1）認定申請者（輸出者）が原産地証明書の作成を適確に行うために必要な社内体制を有していること。

①原産地証明書を適確に作成することができる者の配置
（現行法の原産地証明書に関する事務等を一定期間行っていること又はそれと同等の知識等を有していること）

②改正法上の義務に関する事務を行うことができる者の配置
（帳簿の作成及び記載、輸出物品の変更の届出、原産品に係る資料や情報等の管理等を適確に行うこと）

③原産地証明書の作成業務を統括する責任者の配置
（統括責任者の①及び②の者に対する指揮監督権限が明確化又は連絡・連携体制が整備されていること）

④経済産業省との連絡体制を整備していること
（経済産業省からの情報提供要請や立入検査等に対応するため、適切な社内連絡体制が整備されていること）

⑤輸出する物品を生産していない場合、物品の生産者との連絡体制を整備していること
（相手国や経済産業省からの情報提供要請や立入検査等に対応するため、生産者との連絡を適確に行うこと）

（2）認定申請者（輸出者）が現行法の原産地証明書を定期的に受給していること。

（3）認定申請者（輸出者）が改正法上の欠格条項に該当しないこと。

[1] この改正に伴い、これまで指定発給機関（日本商工会議所）が発給してきた特定原産地証明書を「第一種特定原産地証明書」と定義し、今回創設された認定輸出者が自ら作成する原産地証明書を「第二種特定原産地証明書」と定義することになりました。

２．認定申請手続について

（１）申請対象者

我が国から経済連携協定の締約国等（政令で指定）向けに輸出をしようとする者が対象となります。ただし、認定輸出者自己証明制度を導入している経済連携協定は、現時点（2009 年 8 月現在）では日・スイス経済連携協定のみであるため、スイス（リヒテンシュタインを含む）向けに輸出される者のみが対象となります。

（２）認定申請に必要な書類

認定の申請に当たっては、以下の書類を２部（正１部、写１部）提出いただくことになります。

【認定申請書類】（根拠規定：原産地証明法施行規則第 13 条）

①認定申請書（※別添の記入例に従い作成下さい。）

②認定申請書の添付書類

（ア）認定申請者が個人である場合にあっては、

1) 申請の日前三月以内に作成された戸籍の抄本又は住民票の写し（外国人にあっては、外国人登録証明書の写し若しくは市区町村が申請の日前三月以内に発行した外国人登録原票に記載された事項を証明する書面又は在留資格を証するその他の書類で申請の日前三月以内に作成若しくは記載されたもの）

2) 印鑑証明書

（イ）認定申請者が法人その他の団体である場合にあっては、

1) 定款

2) 登記事項証明書（当該団体の代表者から委任を受けた者が申請する場合にあっては、当該委任を受けたことを証する書面を含む。）

3) 役員の氏名及び略歴を記載した書類

（ウ）認定申請者が様式第２２により作成した法第七条の三[2]各号（欠格条項）に該当しないことを誓約する書面

（エ）日スイス協定附属書２及びこの法律の規定を遵守する旨を説明した書類

（オ）第二種特定原産地証明書の作成に係る経済連携協定の締約国等を仕向地とする輸出に関する実績及び計画を記載した書類

---

[2] （欠格条項）

第七条の三　次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認定を受けることができない。

一　この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者

二　第七条の十三第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者

三　法人であって、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

なお、書類の不足や記載漏れ等提出書類の不備がある場合には、申請書類を受理しない場合もあります。また、提出後に申請書類の不備が見つかった場合には申請を無効又は再修正とさせて頂く場合がありますので、予めご了承下さい。

（３）認定申請の受付及び審査

① 申請受付窓口について

申請の受付は、経済産業省貿易経済協力局貿易管理課原産地証明室で行います。２．（２）の認定申請書類を準備の上、下記提出先まで郵送又は持参にてご提出下さい。なお、FAX 及び電子メールによる提出は受付けられません。また、申請書類は不受理の場合を除き返却いたしません。

郵送の場合は、封筒に「認定輸出者」に係る認定申請書在中と朱書きの上、ご提出下さい。また、持参の場合は、事前に下記申請受付窓口までご連絡の上、ご持参下さい。

【申請受付窓口及び申請書類提出先】
〒100-8901
東京都千代田区霞が関１丁目３番１号
経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理課 原産地証明室　宛て
（Tel）03-3501-0539
（Fax）03-3501-5896

② 認定申請の審査について

認定の審査は、原則として書面及びヒアリング審査とし、経済産業省原産地証明室において申請者より提出された申請書類を下記（４）の認定基準に基づき審査をいたします。また、審査過程において追加資料の提出等を求めることがあります。

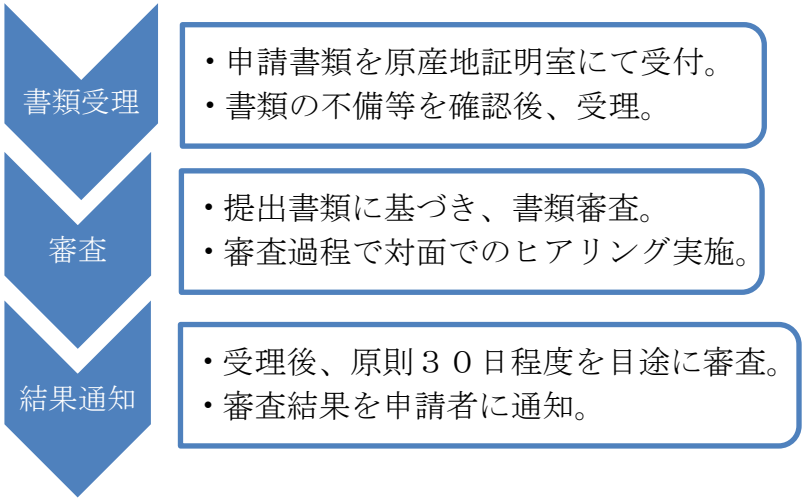

申請書類は、原産地証明法に基づく認定輸出者に係る認定のためのみに用い、経済産業省内で厳重に管理いたします。なお、取得した個人情報については、認定審査のために利用いたしますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。ご提供頂いた個人情報は、上記の目的以外で利用することはありません。（ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。）

（４）認定基準

① 以下の認定基準に沿って審査いたします。

【認定基準】（根拠規定：原産地証明法施行規則第 14 条）

① 認定申請者が第一種特定原産地証明書の発給を定期的に受けていること。

② 認定申請者が個人である場合にあっては、当該認定申請者本人と次に掲げる者との間の連絡体制を整備していること。

イ　経済産業大臣

ロ　申請に係る物品の生産者（当該申請に係る物品について認定申請者が生産者でない物品が含まれる場合に限る。）

③ 認定申請者が法人その他の団体である場合にあっては、次に掲げるすべての要件を満たしていること。

イ　本店又は主たる事務所に、次に掲げる者を配置していること。

(1)　第二種特定原産地証明書の作成に係る法令及び法令に基づく処分の遵守を確保する業務に係る責任者

(2)　(1)の責任者及びロの業務を行う者を指揮し第二種特定原産地証明書の作成に関する業務を総括管理する統括責任者

ロ　第二種特定原産地証明書の作成に係る業務を行う事務所ごとに、当該業務を行う者として、次に掲げるいずれかの者を配置していること。

(1)　法第三条第二項若しくは第三項の資料又は施行規則第四条の二第四項の資料[3]

（以下このロにおいて総称して単に「資料」という。）の作成に関する事務に携わり、当該資料について第一種特定原産地証明書の発給又は当該資料に係る物品について施行規則第四条の二第五項の確認を受けた者

(2)　資料の作成に関する事務を法人その他の団体のために行った経験を有する者（当該法人その他の団体が当該作成に係る資料について第一種特定原産地証明書の発給又は当該作成に係る資料に係る物品について施行規則第四条の二第五項の確認を受けた場合に限る。）

(3)　法第七条の二第一項の認定を受けた者（個人である場合であって、法第七条

[3] ここでいう「資料」とは、原産地証明書の発給申請に当たり提出される、発給申請の対象となる物品が特定原産品であることを明らかにする資料のことを指します。

の十三の規定により認定を取り消されていない場合に限る。）

(4)　第二種特定原産地証明書の作成に関する事務を法人その他の団体のために行った経験を有する者（当該法人その他の団体が法第七条の十三の規定により認定を取り消されていない場合に限る。）

(5)　(1)から(4)までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者

ハ　イ(2)の統括責任者が、イ(1)の責任者及びロの業務を行う者を指揮監督する権限を、当該法人その他の団体の内部規則において位置付けていること。ただし、当該統括責任者とイ(1)の責任者及びロの業務を行う者との間の連絡体制が整備されていると認められるときは、この限りでない。

ニ　第二種特定原産地証明書の作成に係る業務を行う事務所ごとに、経済産業大臣との連絡体制を整備していること。

ホ　申請に係る物品について認定申請者が生産者でない物品が含まれる場合にあっては、認定申請者が当該物品に係る第二種特定原産地証明書の作成に係る業務を行う事務所ごとに、当該物品の生産者との連絡体制を整備していること。

【参照条文】

＜原産地証明法＞

（第一種特定原産地証明書の発給の申請）

第３条　（略）

２　前項の発給を受けようとする者（以下「発給申請者」という。）は、同項の物品の最終の仕向国（第７条の９第２項及び第２８条において単に「仕向国」という。）を特定する事項その他の経済産業省令で定める事項を記載した申請書（以下「発給申請書」という。）に、当該物品が特定原産品であることを明らかにする資料を添えて、これを経済産業大臣に提出しなければならない。

３　発給申請者がその申請に係る物品の生産者でない場合には、当該発給申請者は、当該生産者に、その同意を得て、当該物品が特定原産品であることを明らかにする資料を経済産業大臣に直接に提出させることができる。

（認定）

第７条の２　第２条第４項の政令で定める経済連携協定の締約国等に輸出される物品について、その輸出をしようとする者は、当該経済連携協定ごとに、経済産業大臣の認定を受けて、第二種特定原産地証明書の作成をすることができる。

（認定の取消し）

第７条の１３　経済産業大臣は、認定輸出者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

１　第７条の３第１号又は第３号のいずれかに該当するに至ったとき。
２　第７条の４第１項に規定する認定の基準に適合しなくなったとき。
３　第７条の６又は第７条の７の規定に違反したとき。
４　第７条の８第１項又は第２項の規定に違反して、第二種原産品誓約書交付者に対し、通知しなかったとき。
５　第７条の９第１項の規定に違反して、経済産業大臣に対し、通知しなかったとき。
６　第７条の１１の規定による命令に違反したとき。
７　不正の手段により第７条の２第１項の認定（第７条の５第１項の認定の更新を含む。）を受けたとき。
８　前各号に掲げるもののほか、この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき。

＜原産地証明法施行規則＞

（特定原産地証明書の発給の申請に係る事前登録）

第４条の２　（略）

３　前項の登録を受けた発給申請者又は申請物品生産者は、法第三条第一項の申請に先立って、当該発給申請者が輸出しようとする物品が当該物品の仕向国との間の経済連携協定に基づく特定原産品に該当するかどうかについて経

済産業大臣に確認を求めることができる。
4　前項の確認の申請は、経済産業大臣に対し、特定原産品であることを明らかにする資料を提出することにより行わなければならない。
5　経済産業大臣は、第３項の確認の申請があった場合には、前項の規定により提出された資料について審査を行い、第３項の物品が特定原産品であると認めるときは、当該発給申請者又は申請物品生産者に対し、特定原産品であることを確認する書面を交付しなければならない。

② 認定の通知について

審査の結果、原産地証明法第７条の４第１項に基づき認定をした場合には、当該認定に係る経済連携協定ごとの認定番号を記載した書面により、その旨を認定申請者に対して通知いたします。

【参照条文：原産地証明法】
（認定の基準等）
第７条の４　経済産業大臣は、認定申請者が第二種特定原産地証明書の作成に係る業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力を有するものとして、第２条第４項の政令で定める経済連携協定ごとに経済産業省令で定める基準に適合していると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。
２　経済産業大臣は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、認定を受けた者（以下「認定輸出者」という。）に対し、当該認定に係る経済連携協定ごとの認定番号を経済産業省令で定める方法により通知するとともに、当該認定輸出者が当該認定に係る経済連携協定上留意すべき事項として経済産業省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

（５）その他

【登録免許税の納付について】

認定輸出者の「認定」は登録免許税法第２条[4] に該当するため、認定を受けた者に対して登録免許税が課税（９万円）されることとなります（ただし、認定の更新時には課税されません。）。

納税方法[5]は、認定日から１箇月以内に、銀行や郵便局等に備付けの納付書で現金を納付し、その領収証書の正本を登録免許税納付届（様式参照）の裏面に貼付の上、経済産業省原産地証明室まで提出して下さい。

---

[4]登録免許税法（昭和４２年法律第３５号）
（課税の範囲）
第２条　登録免許税は、別表第一に掲げる登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定及び技能証明（以下「登記等」という。）について課する。

[5]（免許等の場合の納付の特例）
第２４条 別表第一に掲げる登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明で政令で定めるもの（以下この章において「免許等」という。）につき課されるべき登録免許税については、当該免許等を受ける者は、当該免許等に係る登記機関が定めた期限までに、当該登録免許税の額に相当する登録免許税を国に納付し、当該納付に係る領収証書を当該登記機関の定める書類にはり付けて登記官署等に提出しなければならない。
２ 免許等に係る登記機関は、当該免許等に係る前項の登録免許税の納付の期限及び書類を定めなければならない。この場合には、その期限を当該免許等をする日から一月を経過する日後としてはならない。

３．認定後の手続及び認定輸出者の義務等について

（１）変更の届出

原産地証明法第７条の６に基づき、認定輸出者は認定申請時に経済産業省に提出した以下の事項について変更があった場合には、変更の届出を提出していただく必要がございます。具体的には、

①「氏名又は名称及び住所」に変更があった場合には、遅滞なく、

②「第二種特定原産地証明書の作成に係る業務を行う事務所の所在地」又は「認定を受けた経済連携協定の締約国等に輸出される物品の品名」に関して変更しようとする場合には、あらかじめ、

別添の様式２４に従って、経済産業省原産地証明室まで届け出て下さい。

【参照条文：原産地証明法】

（変更の届出）

第７条の６　認定輸出者は、第７条の２第２項第１号（氏名又は名称及び住所）に掲げる事項に変更があったときは遅滞なく、同項第２号（第二種特定原産地証明書の作成に係る業務を行う事務所の所在地）又は第４号（物品の品名）に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（２）認定の更新

原産地証明法第７条の５に基づき、経済産業大臣による認定はその有効期間が３年間であるため、３年ごとに認定の更新手続をしていただく必要があります。認定の更新申請手続については、認定の申請手続が準用されるため、認定申請手続と同様に行って下さい（ただし、認定基準の１つである「第一種特定原産地証明書の発給を定期的に受けていること。」は、認定更新の際には適用されません）。

なお、認定更新時には、原産地証明法第３２条第３項に基づき、実費を勘案した認定更新手数料（窓口申請：5,000 円、電子申請：4,550 円）を納付していただく必要がございます。

【参照条文：原産地証明法】

（認定の更新）

第７条の５　第７条の２第１項の認定は、経済産業省令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

（手数料）

第３２条　（略）

３　第七条の五第一項の認定の更新を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

（３）認定輸出者の義務等

認定輸出者においては、認定後の適切な証明書作成業務を確保するため、上記変更の届出及び認定の更新の他、原産地証明法上、以下の義務が課されております。

①帳簿の記載義務

認定輸出者は、作成した第二種特定原産地証明書ごとに下記の事項を記載した帳簿を作成し、当該記載事項について各第二種特定原産地証明書の作成の日から起算して３年間保存していただく必要がございます。

なお、本店又は主たる事務所と証明書作成業務を行う事務所が同一であり且つ他に証明書作成業務を行う事務所がない場合には、１つの帳簿に記載頂いて構いません。

【本店又は主たる事務所に備え付ける帳簿の記載事項】

（イ）第二種特定原産地証明書を作成した年月日

（ロ）第二種特定原産地証明書を作成した物品の品名

（ハ）第二種特定原産地証明書を作成した事務所の所在地

【証明書作成業務を行う事務所ごとに備え付ける帳簿の記載事項】

（イ）第二種特定原産地証明書を作成した年月日

（ロ）第二種特定原産地証明書を作成した者の氏名

（ハ）第二種特定原産地証明書を作成した物品の品名、数量及び関税番号

（ニ）第二種特定原産地証明書が作成された物品の輸入者の氏名又は名称及び住所

（ホ）第二種特定原産地証明書の作成の用に供した仕入書等に識別のための番号が記載されている場合にあっては、その番号

（ヘ）第二種特定原産地証明書の作成に当たり、第二種原産品誓約書の交付を受けた場合にあっては、次に掲げる事項

(1) 第二種原産品誓約書交付者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに第二種原産品誓約書交付者が法人その他の団体である場合にあっては、その代表者の氏名

(2) 第二種原産品誓約書の交付を受けた年月日

【参照条文：原産地証明法】

（帳簿の記載）

第７条の７　認定輸出者は、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、第二種特定原産地証明書の作成に関し経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

②生産者から誓約書の交付を受けた場合の生産者への通知義務

認定輸出者が生産者でない場合、認定輸出者は、生産者からその同意を得て、物品が特定原産品であることを誓約する書面（誓約書）の交付を受けて原産地証明書を作成することができますが、その場合には、原産地証明書の作成後速やかに、当該誓約書を交付した生産者に対して、証明書を作成した旨と作成年月日を通知しなければなりません。また、生産者から誓約書の交付を受けて原産地証明書を作成したにもかかわらず、結果的にその原産地証明書を使わなかった場合においても、認定輸出者は当該生産者に対して通知しなければなりません（後述のように、生産者に対しても書類の保存義務が課されるため、生産者が当該義務の起算点を認識する上で必要であるから）。

【参照条文：原産地証明法】

（第二種原産品誓約書の交付を受けた認定輸出者による通知等）

第７条の８　認定輸出者が第二種特定原産地証明書の作成に係る物品の生産者でない場合において、当該生産者その他経済産業省令で定める者から、その同意を得て、当該物品が特定原産品であることを誓約する書面（以下「第二種原産品誓約書」という。）の交付を受けて第二種特定原産地証明書を作成したときは、当該第二種特定原産地証明書の作成後速やかに、当該第二種原産品誓約書を当該認定輸出者に交付をした者（以下「第二種原産品誓約書交付者」という。）に対し、その旨及びその年月日を通知しなければならない。

２　認定輸出者は、第二種原産品誓約書の交付を受けて作成した第二種特定原産地証明書を当該証明の用に供しないこととしたときは、当該第二種原産品誓約書交付者に対し、その旨を通知しなければならない。

また、認定輸出者が生産者から交付を受ける誓約書に記載すべき事項については、当該誓約書に記載された物品が特定原産品であることを誓約する旨及び以下の事項について最低限記載していただく必要がございます。

【誓約書の記載事項】（根拠規定：原産地証明法施行規則第１９条）

（イ）第二種原産品誓約書交付者の氏名又は名称、住所及び連絡先
　　並びに法人その他の団体にあっては、その代表者の氏名

（ロ）第二種原産品誓約書の交付年月日

（ハ）物品の品名及び当該物品に係る関税番号

（ニ）第二種原産品誓約書が作成された物品に係る経済連携協定の名称

上記生産者誓約書制度については、今般の原産地証明法の改正で認定輸出者自己証明制度のみならず、従来からの指定発給機関が発給する第三者証明制度においても導入されており（現状スイス向け輸出のみ利用可）、第三者証明制度において利用される誓約書の法令上の様式をご参考までに添付しますので（そのままでは活用できません）、認定輸出者が生産者から誓約書の交付を受ける場合の参考にして下さい。

【第三者証明制度における生産者誓約書の様式例】

様式第一の二（第三条関係）

第一種原産品誓約書

年　月　日

経済産業大臣　殿

（ふりがな）
氏名又は名称
（ふりがな）
住　　所
代表者の氏名　　印
連　絡　先
（電話番号）
（FAX 番号）
（E-mail）
（担当者名）

当社は、当社が生産した下記の物品は、（経済連携協定の名称）に基づく特定原産品であることを誓約し、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（以下「法」という。）第３条第５項の規定により、本誓約書の交付を受けた発給申請者が経済産業大臣（法第８条第３項の規定により指定発給機関に読み替える場合を含む。以下同じ。）に対し提出すること、及び経済産業大臣が第一種特定原産地証明書の発給のために本誓約書に基づき審査を行い、必要と認める場合には当社に対し追加の資料や情報を求めることをあらかじめ了解します。

記

HS コード	物品の品名（英文）

＜備考＞
この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

③原産品でなかった場合の経済産業大臣への通知義務

認定輸出者は、原産地証明書を作成した日から３年を経過する日までの間において、当該原産地証明書を作成した物品が特定原産品でなかったことを知ったときには、経済産業大臣にその旨を通知しなければなりません（経済産業大臣は当該通知を受けた場合ときは、相手国税関に速やかに通報することとなっております)。その旨を知ったにもかかわらず、経済産業大臣に通知しなかった場合は、罰金（３０万円）の対象となります。

【参照条文：原産地証明法】

（特定原産品でなかったこと等の通知等）

第７条の９　認定輸出者は、第二種特定原産地証明書を作成した日以後経済産業省令で定める期間を経過する日までの間において次に掲げる事実を知ったときは、経済産業大臣に対し、遅滞なくその旨を書面により通知しなければならない。ただし、その事実が第二号若しくは第三号に掲げるものであって経済産業省令で定める軽微なものであるとき、又は当該第二種特定原産地証明書を当該証明の用に供しないこととしたときは、この限りでない。

一　当該第二種特定原産地証明書が作成された物品が特定原産品でなかったこと。

二　前号に掲げるもののほか、当該第二種特定原産地証明書の記載に誤りがあったこと。

三　当該第二種特定原産地証明書に記載された事項に変更があったこと。

２　経済産業大臣は、前項の通知（同項第一号に掲げる事実に係るものに限る。）を受けたときは、当該第二種特定原産地証明書が作成された物品の仕向国の権限ある当局に対し、速やかにその旨を通報しなければならない。

④関係書類の保存義務

認定輸出者は、原産地証明書に関係する書類を保存しなければなりません。保存すべき資料については、相手国税関からの検認対応のために必要となる情報（原産地証明書の写し、原産地証明書を作成する上で物品が特定原産品であることを証するために必要な資料（例えば、生産者からの誓約書や物品を生産するに当たって使用した材料の購入契約書や支払明細書等)）を保存していただく必要があり、また、保存期間は３年間となります。

また、認定輸出者に対して誓約書を交付した生産者においても、当該誓約書に記載された物品が特定原産品であることを誓約した内容が事実であることを証するために必要な資料を３年間保存していただく必要がございます。

【参照条文：原産地証明法】

（書類の保存）

第７条の１０　認定輸出者は、第二種特定原産地証明書を作成した物品に関する書類で経済産業省令で定めるものを、当該第二種特定原産地証明書の作成の日以後経済産業省令で定める期間を経過する日までの間、保存しなければならない。ただし、当該第二種特定原産地証明書を当該証明の用に供しないこととしたときは、この限りでない。

２　第二種原産品誓約書交付者は、第二種特定原産地証明書の作成の用に供された第二種原産品誓約書に係る物品に関する書類で経済産業省令で定めるものを、当該第二種原産品誓約書の交付の日以後経済産業省令で定める期間を経過する日までの間、保存しなければならない。ただし、当該交付の日から当該第二種原産品誓約書に係る第二種特定原産地証明書の作成がされるために通常必要と認められる期間を経過する日までの間に第七条の八第一項の規定による当該第二種特定原産地証明書を作成した旨の通知を受けなかったとき、又は同条第二項の通知を受けたときは、この限りでない。

なお、上記義務が適切に履行されていない等以下の事項に該当する場合には、認定を取消されることになりますので、ご留意ください。

【認定取消事由】

（1）法の欠格条項に該当した場合
（2）認定の基準に適合しなくなった場合
（3）変更の届出義務又は帳簿の記載義務に違反した場合
（4）誓約書を交付した生産者に対して、原産地証明書を作成した旨又は作成した原産地証明書を証明の用に供しないこととした旨を通知しなかった場合
（5）原産品でなかったことを経済産業大臣に対して通知しなかった場合
（6）経済産業大臣からの証明書作成業務に係る必要な命令に違反した場合
（7）不正の手段により認定（認定の更新を含む）を受けた場合
（8）その他この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反した場合

【参照条文：原産地証明法】

（認定の取消し）

第７条の１３　経済産業大臣は、認定輸出者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一　第七条の三第一号又は第三号のいずれかに該当するに至ったとき。
二　第七条の四第一項に規定する認定の基準に適合しなくなったとき。
三　第七条の六又は第七条の七の規定に違反したとき。
四　第七条の八第一項又は第二項の規定に違反して、第二種原産品誓約書交付者に対し、通知しなかったとき。
五　第七条の九第一項の規定に違反して、経済産業大臣に対し、通知しなかったとき。
六　第七条の十一の規定による命令に違反したとき。
七　不正の手段により第七条の二第一項の認定（第七条の五第一項の認定の更新を含む。）を受けたとき。
八　前各号に掲げるもののほか、この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき。

２　経済産業大臣は、前項の規定により認定を取り消したときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

【お問い合わせ先】
経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理課 原産地証明室
（Tel）03-3501-0539
（Fax）03-3501-5896

４．認定申請等に係る様式集

○誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・原産地法施行規則様式第２２

○認定（更新）申請書・・・・・・・・・・・原産地法施行規則様式第２３

○名称等変更届出書・・・・・・・・・・・・原産地法施行規則様式第２４

○登録免許税納付届・・・・・・・・・・・・経済産業省告示

様式第二十二（第十三条関係）

年　月　日

経済産業大臣　殿

（ふりがな）
氏名又は名称
（ふりがな）
住　　所
代表者の氏名等
（注１）　　印（注２）

誓　約　書

当社は、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律第７条の３各号に該当しないことを誓約いたします。

（注１）代表者から委任を受けた者が申請する場合には、その氏名及び役職を記載すること。
（注２）押印に代えて署名しても差し支えない。この場合、必ず本人が自署すること。

様式第二十三（第十三条関係）

認定（更新）申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

（ふりがな）
氏名又は名称（注１）
（ふりがな）
住　　所
代表者の氏名等（注２）　　印（注３）
連　絡　先（注４）
（電話番号）
（FAX 番号）
（E-mail）
（担当者名）

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（以下「法」という。）第７条の２第１項の認定（法第７条の５の認定の更新）を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１．第二種特定原産地証明書の作成に係る業務を行う事務所の所在地
２．本申請の対象となる経済連携協定の名称
３．輸出する物品の品名（英文）及び関税番号
４．第二種原産品誓約書交付候補者の氏名又は名称
５．第二種原産品誓約書交付候補者の住所
６．法第七条の四第一項に規定する認定基準に適合している旨の説明
イ　第一種特定原産地証明書の過去の受給実績（注５）
ロ　第二種特定原産地証明書の作成に関する業務の実施に係る体制及び運営に関する事項（注６）
（１）第二種特定原産地証明書の作成に関する業務を統括管理する統括責任者に関する事項
（２）第二種特定原産地証明書の作成に係る法令及び法令に基づく処分の遵守を確保する業務に係る責任者に関する事項
（３）第二種特定原産地証明書の作成に係る業務を行う者に関する事項
ハ　統括責任者の上記ロ（２）及び（３）を指揮監督する権限（注７）
ニ　経済産業大臣との連絡体制の整備状況（注８）
ホ　物品の生産者との連絡体制の整備状況（注９）

＜記載要領＞

（注１）申請者の「氏名又は名称」及び「住所」欄は、認定申請者が法人その他の団体である場合にあっては、当該法人その他の団体の名称及び住所（本店又は主たる事務所の住所）を記載すること。

（注２）代表者から委任を受けた者が申請する場合には、その氏名及び役職を記載すること。

（注３）押印に代えて署名しても差し支えない。この場合、必ず本人が自署すること。

（注４）申請者の「連絡先」欄は、本申請内容について総括的対応が可能であるとともに、申請書に係る経済産業省からの照会及び指示に対する一元的窓口を担う者の連絡先を記載すること。

（注５）６．イについては、当該発給された第一種特定原産地証明書に係る経済連携協定の名称、発給年月日及び証明書番号を記載し、これらの事項を証する書類として当該第一種特定原産地証明書の写し等を添付すること（ただし、受給件数が多数の場合には、直近６箇月の月別受給実績についての記載であっても差し支えない。）。

（注６）６．ロについては、（１）から（３）それぞれの者の氏名、役職名及び所属部署を記載し、それぞれの者の略歴その他当該業務を行うに適当であることを証する書類（例えば、（２）及び（３）の業務における特定原産品であることを明らかにする資料に係る情報収集、作成及び文書管理体制及び方法を具体的に記載したもの）を添付すること。なお、ロ（１）から（３）までに掲げる者については、同一の者であることを妨げない。

（注７）６．ハについては、統括責任者の指揮監督権限を社内規則等法人その他の団体の内部規則において位置付けている場合には、「別添書類のとおり」と記載の上、指揮監督権限を明らかにしている社内規則等法人その他の団体の内部規則を添付すること。ただし、第１４条第３号ハただし書の統括責任者と上記ロ（２）の責任者及び（３）の業務を行う者の連絡体制を整備している旨の説明を行う場合には、「ハ　統括責任者の上記ロ（２）及び（３）を指揮監督する権限」を「ハ　統括責任者と上記ロ（２）及び（３）との間の連絡体制の整備の状況」とし、例えば、統括責任者の下での証明書作成業務の円滑な実施を可能ならしめる指揮命令系統及び一元的な情報収集管理体制について記載し、これらの事項を証する書類として組織体制図等を添付すること。

（注８）６．ニについては、認定申請者が個人である場合にあっては、営業日及び緊急時における連絡方法を記載し、認定申請者が法人その他の団体である場合にあっては、例えば、経済産業大臣からの情報提供要請等に適確かつ迅速に対応できるための社内連絡体制を記載するとともに、営業日及び緊急時における連絡方法を事務所ごとに記載し、これらの事項を証する書類として社内連絡簿等を添付すること。

（注９）６．ホについては、認定申請者が個人である場合で３．の物品の生産者でない場合にあっては、生産者との間の営業日及び緊急時における連絡方法を記載し、認定申請者が法人その他の団体である場合にあっては、例えば、経済産業大臣からの

情報提供要請等に適確かつ迅速に対応できるための生産者との連絡体制を記載するとともに、営業日及び緊急時における連絡方法を事務所ごとに記載し、これらの事項を証する書類として取引先連絡簿等を添付すること。また、生産者との円滑な連絡体制の構築を可能ならしめるために、申請者と生産者との間の情報収集・管理体制（例えば、誓約書等の様式作成及び定期的な点検方法等の取決め、情報システム化の確立）及び情報提供・指導助言体制（例えば、定期的な説明会の実施や相談窓口の設置）について記載すること。

（注１０）認定申請者が個人である場合にあっては、ロ及びハの事項の記載を要しない。

＜備考＞

この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

様式第二十四（第十七条関係）

名称等変更届出書

年　月　日

経済産業大臣　殿

（ふりがな）
氏名又は名称
（ふりがな）
住　　所
代表者の氏名等
（注１）　　印（注２）

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律第７条の６の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

１．変更する（した）事項
２．変更する（した）年月日
３．変更の理由

①「氏名又は名称及び住所」に変更があった場合には、遅滞なく、
②「第二種特定原産地証明書の作成に係る業務を行う事務所の所在地」又は「輸出する物品の品名」に関して変更しようとする場合には、予め、
本様式に従って届出下さい。

＜記載要領＞

（注1）代表者から委任を受けた者が申請する場合には、その氏名及び役職を記載すること。

（注2）押印に代えて署名しても差し支えない。この場合、必ず本人が自署すること。

（注3）1．は、変更前及び変更後を対照表にして記載すること。また、変更する事項が「輸出する物品の品名」に係る場合には、物品ごとに当該物品の生産者名、その所在地及び連絡先を付記すること。

＜備考＞

この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

（表）

登録免許税納付届

年　月　日

経済産業大臣　殿

届出者　氏名又は名称及び住所並びに
法人にあってはその代表者の
氏名　　印

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律第七条の二第一項の認定について、登録免許税を納付したので、登録免許税法第２４条第１項の規定により、領収証書を提出します。

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

（裏）

領収証書はり付け欄

登録免許税納付書サンプル

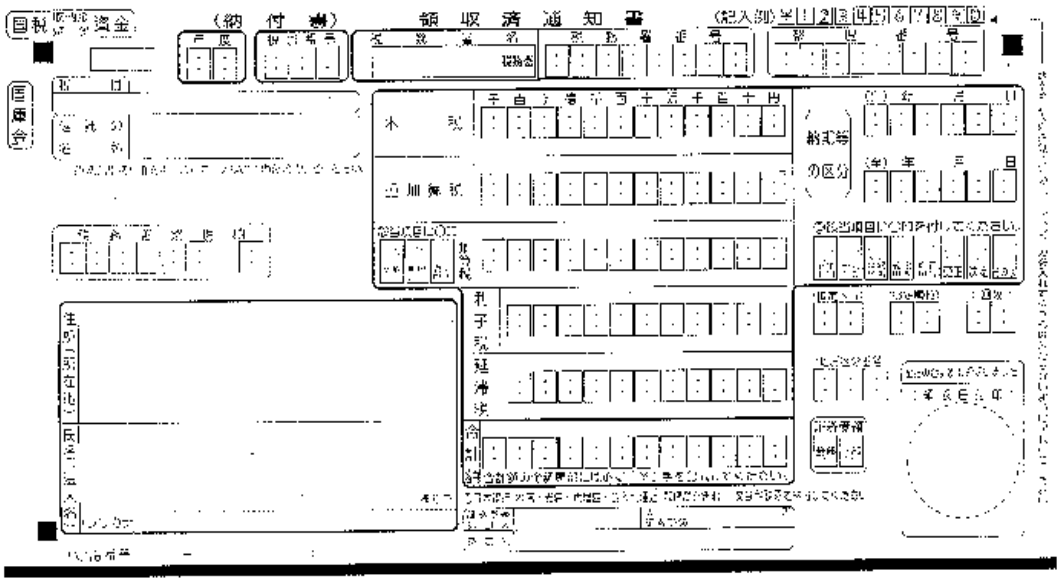

別紙参考

原産地証明法の改正概要について

平成 21 年 2 月 19 日に署名された日スイス経済連携協定を適確に実施するため、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（以下「原産地証明法」という。）を改正し、従来の第三者証明制度に加えて、経済産業大臣に認定された輸出者（以下「認定輸出者」という。）が原産地証明書[6]を作成することができる制度を創設するとともに、認定輸出者に対する義務・罰則等の規定を整備したところ（原産地証明法改正法（以下「改正法」という。）については、平成 21 年 3 月 10 日閣議決定、同 7 月 10 日成立、同 9 月 1 日施行予定）。

１．認定輸出者による自己証明制度の導入

（１）認定の対象者と申請手続（改正法第７条の２）

認定の対象者は、物品の輸出者とする。現時点では日スイス経済連携協定[7]においてのみ、本制度を利用することが可能。認定輸出者になろうとする者は、企業名や住所の他、輸出する物品の品名等を記載した認定申請書と認定基準を満たしていることを証する書類とを経済産業大臣（窓口は原産地証明室。以下同じ。）に提出して申請する。なお、申請書のフォーマットや申請手続等については、経済産業省令において規定（本手引きを参照）。

（２）認定基準（改正法案第７条の４）

認定輸出者が作成する原産地証明書は政府等が発給する原産地証明書と同じ効果を有するため、国際的信用の観点から信頼ある制度とすることが重要。このため、改正法では認定の基準として、原産地証明書を適正に作成することができる「知識」と「能力」を有することを規定し、具体的な基準としては、①締約国（日本）の原産品の船積みを頻繁に行っていること（＝現行の第三者証明制度の定期的な受給実績があること）、②適切な社内体制（窓口、原産地規則を理解し算出できる担当者の配置、関係部局（財務、営業、調達等）の連携体制、法律上の義務遵守体制等）が整備されていることを柱に経済産業省令で規定（本手引きを参照）。

---

[6] 日・スイス経済連携協定においては、インボイス等の商業上の書類の所定の位置に「認定番号」と「特定原産品であること」を英語で表記したものを「原産地申告」と呼び、原産地証明法においてはこれを法律上の用語として「第二種特定原産地証明書」と定義し（改正法第２条第４項）、その作成方法等については改正法第７条の４第２項に規定。

[7] スイスはリヒテンシュタインと関税同盟を締結しているため、リヒテンシュタインに輸出する物品についても特恵関税の適用対象となる（改正法第２条第２項）。

（３）認定輸出者の義務（改正法第７条の６～第７条の１０）

①変更の届出義務（改正法第７条の６）

認定申請書に記載した事項（輸出する物品の品名等）に変更があるときは、認定輸出者は、それぞれの事項ごとに、事前又は事後に経済産業大臣に届け出なければならない。

②帳簿の記載義務（改正法第７条の７）

認定輸出者は帳簿を作成し、原産地証明書を作成した日、生産者から誓約書の交付を受けた日、原産地証明書を作成した旨の生産者への通知日等を記載しなければならない。

③生産者から誓約書の交付を受けた場合の生産者への通知義務（改正法第７条の８）

認定輸出者が生産者でない場合、生産者から物品が原産品であることを誓約する書面（誓約書）の交付を受けて原産地証明書を作成することができることとするが、その作成をした場合には、作成した旨と作成年月日を生産者に対して通知しなければならない。

④原産品でなかった場合の通知義務（改正法第７条の９）

認定輸出者は、原産地証明書を作成した物品が原産品でなかったことを知ったときには、経済産業大臣にその旨を通知しなければならない。その旨を知ったにもかかわらず通知しなかった場合は、罰金（３０万円）の対象となる。

⑤関係書類の保存義務（改正法第７条の１０）

認定輸出者は、原産地証明書に関係する書類を保存しなければならない。保存すべき資料については、相手国による検認対応のために必要となる情報（例えば物品を生産するに当たって使用した材料の購入契約書や支払明細書等）を規定し、また、保存期間は３年と経済産業省令で規定。

（４）命令、立入検査及び認定の取消し（改正法第７条の１１～第７条の１３）

経済産業大臣は、経済連携協定の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、認定輸出者に対して業務の改善等に関し必要な命令をすることができる。また、認定輸出者に対して原産地証明書の作成業務に関する報告の要請や事務所への立入検査等を行うことができる。さらに、経済産業大臣は、認定輸出者が命令に従わないときや、義務に違反したとき等はその認定を取り消すことができる。

（５）罰則（改正法第３５条の２、第３６条、第３７条及び第３７条の２）

①認定輸出者が、原産地証明書に虚偽[8]の記載をした場合：５０万円以下
②生産者が認定輸出者に虚偽の誓約をした場合：５０万円以下
③虚偽の認定申請書を提出した場合：３０万円以下
④認定輸出者が経済産業大臣への通知義務を懈怠した場合：３０万円以下
⑤認定輸出者が立入検査の拒否、虚偽の陳述等した場合：３０万円以下

なお、輸出者又は生産者が①や②の行為をした場合、不正競争防止法第２１条の罰則（５年以下の懲役又は５００万円以下の罰金）に該当する可能性もある。

２．第三者証明制度の改正（生産者誓約書制度の導入）について（改正法第３条第５項、同第４条第４項・５項等）

輸出者が物品の生産者でない場合、当該物品の生産者から、原産品であることを誓約する書面（誓約書）の交付を受けて、原産地証明書の発給申請をすることができる制度を新たに創設。現時点では、本制度の利用は日スイス経済連携協定のみ可能。

なお、当該誓約書を交付する生産者は、①相手国税関からの検認対応の対象となること（改正法第２６条第２項、第３０条第１項）、②関係書類の保存義務が課されること（改正法第７条第２項）、③虚偽の誓約をした場合の３０万円以下の罰金（改正法第３６条第３号）が科されることから、発給申請者は、当該生産者の「同意を得て」発給申請をすることを法律上規定。

３．登録免許税及び手数料について（改正法第３２条第３項、改正法附則第３条）

（１）登録免許税法第２条と認定輸出者の「認定」との関係

認定輸出者の「認定」は登録免許税法第２条[9]に該当するため、認定を受けた者に対して登録免許税が課税され、課税額は９万円（ただし、更新の認定については課税されず。）。これは、輸出者が一定の条件を満たしていれば、認定を受けることで特恵税率の適用根拠となる原産地証明書の作成を行い得

---

[8] 例えば、物品が原産品でないにもかかわらず原産品であると原産地証明書に記載する行為。

[9]登録免許税法（昭和４２年法律第３５号）
（課税の範囲）
第二条　登録免許税は、別表第一に掲げる登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定及び技能証明（以下「登記等」という。）について課する。

る資格が付与されることとなり、認定輸出者に何らかの利益が発生すると考えられることによるもの。

（２）認定手数料の徴収は更新時のみとすること

初回の認定に係る手数料は、申請時の手続及び審査内容等を踏まえれば、登録免許税額（９万円）よりも低くなることが予見されたため、当該手数料は徴収せず、「更新の際の手数料のみ」徴収する。手数料額については実費を勘案して政令で規定した額（窓口申請：5,000 円、電子申請：4,550 円）を納付。

以上